

## 期限内に申請手続きを 臨時福祉給付金 (経済対策分)

低所得者に対する国の暫定的・臨時的措置として支給する「臨時福祉給付金 (経済対策分)」の申請受付を2月6日(月)から行っています。期限は、8月7日(月)です。対象となる可能性のある人には2月上旬に申請書類などを郵送しましたので、手続きをお願いします。

### 対象者

基準日(平成28年1月1日)に大垣市に住民票があり、平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、平成28年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された人は、基準日に住民票があった市町村が申請窓口になります。

### 支給額

給付対象者1人につき1万5千円を支給します。

### 申請期間・場所

① 2月6日(月)から5月8日(月)まで

【申請場所】市民会館2階大会議室3 (平日の午前8時30分～午後5時15分)

※期間中、市役所本庁舎には申請会場を設けていません

※上石津・墨俣地域事務所、上石津地域の各支所、各市民サービスセンターでも受付可

② 5月9日(火)から8月7日(月)まで

【申請場所】社会福祉課窓口

①・②の期間を通じて、郵送による申請も可



### 問合せ

平日の午前8時30分～午後5時15分に、臨時福祉給付金専用コールセンター(☎47-7953)へ。

### 審議会を傍聴してみませんか

まちづくり市民活動育成支援推進委員会 担当：市民活動推進課(☎47-7169)		
3/18(土)	10:00~11:00	情報工房2階会議室4
・平成29年度市民活動助成事業について ほか		
建築審査会(一部非公開) 担当：建築課(☎47-8436)		
3/27(月)	13:15~14:15	北庁舎北館1階教育委員会室
・日影による中高層の建築物の高さの制限に関わる建築の許可について ほか		
図書館協議会 担当：大垣市立図書館(☎78-2622)		
3/27(月)	13:30~15:00	大垣市立図書館3階会議室
・平成28年度事業報告について ほか		
子育て支援会議 担当：子育て支援課(☎47-7064)		
3/27(月)	13:30~15:30	市役所3階合同委員会室
・大垣市第二次子育て支援計画について ほか		

## 環境保全の活動を称えて

市民環境賞の受賞者を決定



市は、環境の保全・創造に関する活動をしている個人や団体、事業者の皆さんを称えるため、平成28年度の「市民環境賞」の受賞者を決定し、表彰式を行いました。

受賞者は、伊藤鉄一さん、川瀬富貴子さん、里山遊楽園、本町盛年クラブ、岐阜県立大垣北高等学校自然科学部、(株)イビコンの皆さん=写真=で、自然環境の研究活動や地域の清掃などにそれぞれ活躍されました。

## 案内

### ごみ収集日の変更 3月20日(月・祝)は休みます

3月20日(月・祝)は祝日のため、ごみ収集を休みます。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、23日(木)に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。



### 都市計画変更案の縦覧

市は、都市計画と畜場(名称：大垣食肉供給センターと畜場)について、都市計画を変更(廃止)する案の縦覧を行います。

同案に意見がある場合は、期間中に意見書を提出することができます。

\*とき/3月17日(金)~31日(金)の平日 午前8時30分~午後5時15分

\*ところ/都市計画課(市役所東庁舎2階)

\*問合せ/都市計画課(☎47-8694)へ

## 上・下水道利用の開始と中止の連絡はお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まりましたら、早めに水道課(☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで)へ連絡してください。

また、使用開始・中止する1か月前から3営業日前までの期間で、インターネットによる申し込みも可能。市ホームページの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、水道課(☎71-8848)でお尋ねください。



▶申込専用ページ運営/大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」



携帯電話用



スマートフォン用

## 下水道で快適な生活を

～下水道利用区域が拡大～

市は、衛生的で快適な日常生活を送っていただくために、下水道の整備を進めており、3月31日から次の区域で新たに下水道が利用できるようになります。

▷荒尾町 ▷桧町 ▷荒川町 ▷釜笛1・2丁目 ▷平町  
▷三津屋町2・5丁目 ▷興福地町1・2丁目 などの各一部区域

これらの下水道が利用できる区域にお住まいの皆さんは、できるだけ早く下水道に接続していただくようお願いいたします。宅地内排水設備工事は、市指定の下水道排水設備指定工事店に申し込んでください。

また、排水設備の改造には、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」があります。

詳しくは、下水道課(☎47-8714)へ。

